

令和 8 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 1 号 6 月 5 日（金曜日）

◎議事日程 第 1 号 令和 8 年 6 月 5 日午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会期間の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 第51号議案から第74号議案まで
並びに諮問第 1 号から諮問第 3 号まで
及び報告第 1 号から報告第 4 号まで
（議案上程説明）
- 第 5 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4
 - 第51号議案 犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について
 - 第52号議案 犬山市行政手続条例の一部改正について
 - 第53号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
 - 第54号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
 - 第55号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第56号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第57号議案 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 第58号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について
 - 第59号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 第60号議案 財産の取得について（資機材搬送車（積載車））
 - 第61号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 第62号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 - 第63号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 - 第64号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 - 第65号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 - 第66号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第67号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 第68号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 第69号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 第70号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 第71号議案 犬山市農業委員会委員の任命について
 第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）
 第73号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
 第74号議案 令和8年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
 報告第1号 令和7年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
 報告第2号 令和7年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
 報告第3号 令和7年度犬山市土地開発公社決算について
 報告第4号 令和8年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

日程第5 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	上原眞由美君	議事課長	大鹿真君
主任主査	石黒絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	勝村偉公朗君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	ふくし部長	前田敦君

子ども健康部長	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	加 藤 憲 夫 君	消 防 長	長谷川 敦 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	藤 村 崇 司 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまから、令和8年6月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、2番 ビアノキ恵子議員、17番 柴田浩行議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。6月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から6月30日までの26日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

令和8年6月定例議会 議会日程（案）

議会期間：26日間（6月5日（金）～6月30日（火））

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	摘 要
第1日	6. 5	金	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○陳情の委員会送付
第2日	6	土		○休 会
第3日	7	日		○休 会
第4日	8	月		○精 読
第5日	9	火		○精 読
第6日	10	水		○精 読
第7日	11	木		○精 読
第8日	12	金		○精 読
第9日	13	土		○休 会
第10日	14	日		○休 会
第11日	15	月	午前10時	○一般質問
第12日	16	火	午前10時	○一般質問
第13日	17	水	午前10時	○一般質問
第14日	18	木	午前10時	○一般質問

第15日	1 9	金	午前10時	○議案質疑
第16日	2 0	⊕		○休 会
第17日	2 1	Ⓜ		○休 会
第18日	2 2	月	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第19日	2 3	火		○全員協議会
第20日	2 4	水		○部門委員会
第21日	2 5	木		○部門委員会
第22日	2 6	金		○部門委員会
第23日	2 7	⊕		○休 会
第24日	2 8	Ⓜ		○休 会
第25日	2 9	月		○休 会
第26日	3 0	火	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議会期間は26日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

去る5月27日に開催された第102回全国市議会議長会定期総会に議長及び事務局長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

なお、岡村千里議員及び柴田浩行議員が、在職15年の表彰を受けられましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま報告いたしました在職15年の表彰を受けられました2名に、この席で表彰状の伝達を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。

上原議会事務局長。

◎議会事務局長（上原眞由美君） それでは、表彰されました議員のお名前を申し上げますので、順次、演壇の前までお進みいただき、伝達を行いたいと思います。

最初に、岡村千里議員、演壇の前までお進みください。

表彰状

犬山市

岡村千里 殿

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会長 丸子善弘

◎議会事務局長（上原眞由美君） 続きまして、柴田浩行議員、演壇の前までお進みください。

表彰状

犬山市

柴田浩行 殿

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会長 丸子善弘

◎議長（大沢秀教君） ただいま表彰されました2名を代表いたしまして、17番 柴田浩行議員から、挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 岡村議員もお見えになりますが、代表でご挨拶申し上げます。

本会議中にかかわらず、このようなお時間をいただきましたことを感謝申し上げます。15年という大きな節目を迎えることができました。これもこれまでご指導いただいた先輩議員の皆様方、そして、チーム犬山市議会として共に議会改革に取り組み、市政と向き合っていました同僚議員の皆様方、そして、犬山市の発展に共に取り組んできた市長をはじめ職員の皆様方、何よりも多くの市民の皆様方のおかげでお支えいただきまして、このような大きな節目を迎えることができましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、人口減少時代に突入しました。犬山市も例外ではありません。犬山市の人口も間もなく7万人を切ってしまいます。厳しい時代です。厳しい時代だからこそ、市民の皆様方の日々の生活に寄り添う地方自治体、犬山市の役割は高まっていると感じております。

二元代表制の一翼として、市民の皆様の代表として市政と向き合う。犬山市議会、そして議員の責任はとても重大だと感じております。改めて市民の皆様の声をしっかりと市政にお届けできるよう、全力で頑張ってまいります。

最後とさせていただきます。重ね重ねになりますが、これまでお支えいただいた全ての皆様方に感謝申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 2名の議員の皆様、おめでとうございます。

以上で表彰状の伝達を終わります。席へお戻りください。

日程第4 第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び

報告第1号から報告第4号まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第4、第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第4号までを議題といたします。

お諮りいたします。第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第4号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

第51号議案から第74号議案まで並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第4号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。それでは、今議会への提出議案についてご説明をさせていただきます。

第51号議案、犬山市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、条例を制定するものです。

内容につきましてご説明申し上げます。

2ページの第1条では、条例の目的について、第2条では、用語の定義について、第3条では、基本理念について、3ページの第4条から第6条までは、市、市民及び事業者が取り組むべき責務を、第7条では、犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等について、4ページの第8条では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減について、第9条では、犯罪被害者等の居住の安定について、第10条では、犯罪被害者等に関する広報及び啓発について、第11条では、犯罪被害者等支援に係る人材の育成について、第12条では、犯罪被害者等支援に当たっての意見等の反映について、第13条では、支援を行わないことができる場合について、第14条では、規則への委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第52号議案、犬山市行政手続条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、行政手続法の改正に準じ、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第15条第4項では、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う公示送達の方法について定めるものです。

この条例の施行の日等については附則のとおりです。

第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、公共施設のネーミングライツパートナーの選定に係る附属機関を統合するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページの新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、公共施設の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定を目的とした市長の附属機関である犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会及び犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会を廃止し、同趣旨の附属機関を総称した犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会を新設するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第54号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、多機能端末機による納税証明書及び課税に関する証明書の交付に係る手数料の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

納税証明書及び課税に関する証明書の発行手数料は、窓口での交付の場合は、1件につき200円ですが、多機能端末機による交付の場合にあつては100円とするものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第55号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、児童福祉法の改正により、待機児童の解消や集団生活になじめない児童の選択肢を増やすことなどを目的に、小規模保育事業の新たな枠組みとして、3歳から5歳までの児童のみを対象とした満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことから、当該事業に係る規定を追加等をするため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、11ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

主な改正内容は、第2条から第52条までの必要箇所に満3歳以上限定小規模保育事業の規定を新たに追加するとともに、今回の改正に合わせ、条文中の字句の整理を行うものです。

この条例の施行については、附則のとおりです。

第56号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、国の基準の改正に伴い、市の条例について3点改正が必要となるためです。

1点目は、児童福祉法の改正により、待機児童の解消や集団生活になじめない児童の選択肢を増やすことなどを目的に、小規模保育事業の新たな枠組みとして、3歳から5歳までの児童のみを対象とした「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことから、当該事業に係る規定を追加するものです。

2点目は、特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するため、保育所等における人員配置基準に係る保育士の数の算定において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を配置した場合、これらの者のうち1人に限り保育士とみなすことができるよう基準を緩和するものです。

3点目は、保育等の現場において、子どもへの保育従事者からの性暴力等を防止するため、従事者向け研修等を実施するとともに、児童等対象業務従事者に係る性犯罪の前科の有無の確認等を義務化する規定の追加を行うものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

1点目の主な改正内容は、第6条から附則第3条までの必要箇所に、満3歳以上限定小規模保育事業の規定を新たに追加するとともに、今回の改正に合わせ、条文中の字句の整理を行うものです。

2点目の主な改正内容は、第29条、第31条、第44条及び第47条に、人員配置基準の緩和規定として、第4項以下を追加するものです。

3点目の主な改正内容は、児童対象性暴力等の防止を目的とする第13条を追加するもので

す。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第57号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、国の基準の改正に伴い、犬山市乳児等通園支援事業において、子どもへの保育従事者からの性暴力等を防止するため、従事者向け研修等を実施するとともに、乳児等対象業務従事者に係る性犯罪の前科の有無の確認等を義務化する規定の追加を行うものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

主な改正内容は、児童対象性暴力等の防止を目的とする第13条の2を追加するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第58号議案、犬山市介護保険条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、介護保険法施行令の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、8ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

附則の第10条から第11条では、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられる影響が、保険料算定に及ばないようにするため、令和8年度の保険料に限り、保険料の算定に関する特例を定めるものです。

11ページをお開きください。

第12条では、令和7年度市・県民税非課税者のうち、前条の規定により、令和8年度市・県民税課税者とみなされるものについて、令和8年度に限り、保険料を市・県民税非課税者として算定する保険料段階まで減免できることとする特例を定めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第59号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第18条では、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改正するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第60号議案、財産の取得についてご説明します。

この案を提出しますのは、消防業務の充実を図るため、資機材搬送車を購入する必要があるからです。購入金額は2,692万8,000円、購入先は小川ポンプ工業株式会社名古屋出張所、契約の方法は指名競争入札によるもので、入札は5月13日に5者により執行いたしました。納入期限は令和9年3月12日です。

第61号議案、和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明します。

この案を提出しますのは、公務中に発生した事故に関し、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため必要があるからです。

内容につきましては、2ページにて説明いたします。

1 事故の概要、2 損害賠償の額、3 和解の内容、4 和解の相手方になります。

第62号議案から第71号議案までの犬山市農業委員会委員の任命についてご説明します。

これらの案を提出しますのは、犬山市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了となりますので、委員の任命のため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

第62号議案では、再任で、田中幸子氏を、第63号議案では、再任で齋藤ゆみ氏を、第64号議案では、新任で松浦繁明氏を、第65号議案では、新任で寺澤克己氏を、第66号議案では、新任で吉野弘司氏を、第67号議案では、新任で大島哲己氏を、第68号議案では、新任で保浦富成氏を、第69号議案では、新任で日比野陽平氏を、第70号議案では、再任で小川 豊氏を、第71号議案では、新任で安田忠雄氏をそれぞれ任命するものです。

なお、それぞれの案に経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）についてご説明します。

1 ページの第1条は、予算の総額から9,947万4,000円を減額し、総額を313億3,595万9,000円と定めるもので、第2条は、債務負担行為の追加を、第3条は、地方債の変更を行うものです。

次ページ、見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

初めに、歳出の主な内容を申し上げますと、2 款の総務費では、E V車両の寄贈受入れに必要な経費や納税証明書等のコンビニ交付開始に伴う経費などを計上し、3 款の民生費では、報酬改定等に係るシステム改修費や、寄附金を活用した幼児向け玩具購入費などを計上し、4 款の衛生費では、特定不妊治療助成事業の対象の拡充に伴う扶助費の増額のほか、施工内容の変更や、資材価格高騰により不足する善師野防災広場整備に係る工事費の増額などを行い、6 款の商工費では、国庫補助金の内示に伴う財源更正を行い、7 款土木費では、自動車事故の示談成立に伴う損害賠償金の計上のほか、都市計画道路蟬屋長塚線道路整備に係る用地取得を犬山市土地開発公社に委託することに伴い、不要となる経費の減額などを行い、9 款の教育費では、県補助金の内示に伴う部活動の地域移行に係る経費の精査を行ったほか、市民文化会館自主事業の増額などを行いました。

次に、歳入では、使用料及び手数料で、納税証明書等のコンビニ交付に伴い見込まれる手数料の減額を行い、国庫支出金及び県支出金では、内示による額の変更や制度変更に伴う組み替えなどを計上し、寄附金及び諸収入では、収入見込みとして、児童福祉費寄附金や市民文化会館事業収入等を増額し、繰入金では、この補正額の財源調整として、財政調整基金からの基金繰入金を計上し、市債では、国庫補助金の内示や事業費の変動に合わせた額の増減を計上しました。

4 ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為補正では、都市計画道路蟬屋長塚線道路整備に係る用地取得を犬山市土地開発公社に委託するに当たり、後年度の債務の保証が必要となることから、債務負担行為を追加し、5 ページの第3表の地方債補正では、市民交流センター改修事業や都市計画道路蟬屋長塚線道路整備事業など国庫補助金の内示や事業費の変更に合わせて、限度額の変更を行うものです。

なお、詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第73号議案、令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

この補正予算は、人事異動により、正規職員が1名増員となったことに伴う人件費増加分の補正を行うものです。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

1款の犬山城費では、495万3,000円を増額し、2款の予備費では、同額の495万3,000円を減額計上するものです。詳細は事項別明細書と給与費明細書に記載のとおりですが、1款の犬山城費増額分の節ごとの内訳につきましては、職員給与で297万3,000円、職員手当費で110万9,000円、共済費で87万1,000円、いずれも増額となる補正予算を計上するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書と、8ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

第74号議案、令和8年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に881万1,000円を追加し、総額を57億6,997万6,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、1款の総務費では、介護保険料の特例減免の実施など、制度改正に伴うシステム改修費として、881万1,000円の増額を計上するものです。

歳入について、1款の保険料では、介護保険料の特例減免の実施に伴う影響で200万円の減額を、3款の国庫支出金では、介護保険システム改修に対する国の負担分として440万5,000円の増額を、7款の繰入金では、一般会計繰入金として、介護保険料の特例減免の実施に伴う市の負担分及び介護保険システム改修に対する市の負担分として640万6,000円の増額を計上するものです。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

諮問第1号から第3号までの人権擁護委員の推薦についてご説明します。

これらの案を提出しますのは、人権擁護委員の任期が令和8年9月30日で満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

諮問第1号では、新任で岡田義彦氏を、諮問第2号では、新任で子安邦子氏を、諮問第3号では、新任で水野幹伸氏をそれぞれ推薦するものです。

なお、それぞれの案に経歴書及び推薦理由書を添付しておりますのでご参照ください。

報告第1号、令和7年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

この計算書は、これまでの議会で、令和8年度に繰り越すことをお認めいただいた令和7年度予算について、地方自治法施行令の規定に基づき、議会への報告を行うもので、2ページから5ページまでの計算書のとおり、新規採用職員募集事業のほか23の事業について、実

際に繰越しを行ったことをお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第2号、令和7年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明します。

これは、令和7年度犬山市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告するものです。

2ページと3ページの予算繰越計算書をお開きください。

令和7年度事業污水管きょ布設事業については、地下埋設物の移転等に時間を要したため、五ヶ村雨水幹線整備事業については、関連工事との工程調整に時間を要したこと、五郎丸第二雨水幹線整備事業については、地質調査の結果により追加調査が必要となったことにより、令和8年度に繰り越すものです。

報告の第3号と第4号は、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、土地開発公社の経営状況を報告するものです。

報告第3号の令和7年度犬山市土地開発公社決算についてご説明します。

2ページをご覧ください。

令和7年度は、土地開発公社による土地の取得と処分はありませんでしたが、行政官庁認可事項として定款の変更を行いました。収支については、4ページ以降の決算報告書に記載のとおり、建て替え事務費の精算、租税、借入金の借り換え、借入利息の支払い、保有地の貸付による収益などの運営経費の執行となりました。

なお、事業内容の詳細につきましては、決算報告書と合わせ、事業用地明細書や借入金明細書などを添付するほか、最終ページには、公社管理の決算監査意見書も添付しておりますので、ご参照ください。

報告第4号、令和8年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等についてご説明します。

初めに、事業計画をご説明します。

2ページをご覧ください。

令和8年度の当初予算編成時においては、公社による土地の取得予定はありませんでしたので、長期保有となっている橋爪高雄線用地の処分を計画しました。

続きまして、予算をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量は、ただいま申し上げました事業計画に基づく用地の処分を計上し、第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款の事業収益で、土地の処分による収益として、5,697万6,000円を、第2款の事業外収益で受取利息や土地の貸付料などとして20万円を計上し、支出では、第1款の事業原価で処分する土地の原価として、事業収益と同額を、第2款の販売費及び一般管理費で、公社に係る租税などとして20万円を計上しました。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、過去に借入れを行った事業資金に係る新規利息分の借入れとして30万4,000円、支出では、ただいま申し上げました借入れに係る支払利息と同額の公有地取得事業費と金融機関への償還金として2,293万4,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしてお

ります。

また、第5条は、長期借入金について、その限度額などを定めるものです。

なお、詳細につきましては、4ページ以降の予算実施計画書等をご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第5 陳情の委員会送付について

◎議長（大沢秀教君） 日程第5、陳情の委員会送付について。

5月28日までに、陳情12件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月6日から14日までは議案精読とし、15日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時34分 散会